

教 生 第 8 9 1 号
令和2年(2020年)10月22日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を含む。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁生涯学習推進局長 添 田 雅 之

令和2年度中における道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおける利用定員
について(通知)

道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用定員緩和については、令和2年(2020年)7月30日付け教生第496号でお知らせしたとおり、8月21日以降の利用から、宿泊利用の定員を「おおむね100人以下」として施設運営しております。

上記通知の際、利用定員の見直しを行う場合は、改めて通知することにしておりましたが、冬季間は、常時換気することが難しくなることに加え、本道の感染状況等からも、当庁生涯学習課が作成し、利用者の皆様に遵守いただいている「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い」の内容を緩和することは困難であり、各施設における団体受入れの状況等からも、宿泊利用の定員に係る制限を継続することが妥当であると判断しましたので、お知らせします。

今後、御利用いただく予定で宿泊利用の定員を超える団体につきましては、感染拡大防止の観点から御理解と御協力をお願いしますとともに、分散や日帰りでの利用を御検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、所管する学校及び社会教育関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 宿泊利用の定員

引き続き、令和3年(2021年)3月31日まで、各ネイパルの宿泊利用定員を「おおむね100人以下」とします。

2 御利用団体への依頼事項

別添「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い」を御覧の上、御理解と御協力をお願いします。

3 その他

令和3年(2021年)4月1日以降の宿泊利用定員については、改めてお知らせします。

なお、今年度に引き続き、宿泊利用の定員を制限させていただく場合がありますので、御承知おきください。

生涯学習課社会教育施設係
担当：本田
電話：011-204-5743